

〔様式5〕 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		根拠条項
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_土1	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシセツカウリジヨウレイ	12	許可の取消等	港湾施設等管理条例第12条	70701	
5条_土2	土木部	都市計画課	屋外広告物条例	ウカクイウクワクツジヨウレイ	34-1	屋外広告業者の登録の取消し、営業停止命令	事案の悪質性等の具体的状況を踏まえ、総合的に判断する。	70903	
5条_土3	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイウクワクツジヨウレイ	15	許可の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例第15条（許可の取消し）</li> <li>第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第8条第1項又は第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</li> <li>(2) 第9条第1項の規定に違反したとき。</li> <li>(3) 次条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。</li> <li>(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。</li> </ul> </li> </ul>	70904	
5条_土4	土木部	都市計画課、土木事務所	屋外広告物条例	ウカクイウクワクツジヨウレイ	16-1	措置命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例第16条1項（違反に対する措置）</li> <li>第16条 知事は、第2条から第4条まで、第7条、第9条第1項、第12条若しくは第13条第1項の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第9条第2項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、当該表示若しくは設置の停止を命じ、又は7日以上を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</li> </ul>	70905	
5条_土5	土木部	都市計画課、土木事務所	県立都市公園条例	ケンリツシヨウインジヨウレイ	14-1	許可の取消等	次に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、現状回復若しくは公園からの撤去を命ずることができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反した者。</li> <li>この条例の規定による許可に付した条件に違反した者。</li> <li>偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者。</li> </ol>	70901	
5条_土6	土木部	都市計画課、土木事務所	県立都市公園条例	ケンリツシヨウインジヨウレイ	14-2	許可の取消等	次に該当する場合において、この条例の規定による許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、現状回復若しくは公園からの撤去を命ずることができる <ol style="list-style-type: none"> <li>公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</li> <li>公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。</li> <li>その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。</li> </ol>	70902	

〔様式5〕 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処 分 基 準		根拠条項
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_土7	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケエイジ`1ウカジ`ヨウレイ	9-4	県営住宅入居決定の取消	手続未了等の事由を確認のうえ、処分を行う。	71301	
5条_土8	土木部	住宅課	県営住宅条例	ケエイジ`1ウカジ`ヨウレイ	58	過料	予め本人に告知し、弁明の機会を与えたうえ、処分を行う。	71302	